

こんにちは 武雄市議会です！



令和元年

市民の皆さん

“こんにちは”

このパンフレットは、市民の皆様をはじめ多くの方々に、武雄市議会の組織・活動等を知っていただくために作成したものです。

普段は、市議会と聞いただけで、「むずかしい」・「堅苦しい」などから、関心が薄く敬遠しがちではないでしょうか。

しかし、市議会は、国会や県議会と違い、私たちにとって一番身近な行政組織（議決機関）であります。この機会に市議会をもっと身近に感じていただき、行政に参画していただければ幸いです。

目 次

□地方公共団体（武雄市）と市議会	・・・ 3
□市 議 会 の 役 割	・・・ 4
・ 議 決 権	
・ 市政のチェック	
・ 意見書・決議	
□市 議 会 の 仕 組 み	・・・ 5
・ 市 議 会 議 員	
・ 議 長 と 副 議 長	
・ 会 派	
・ 議 会 の 開 催	・・・ 6
・ 委 員 会	・・・ 7
□市 民 の 皆 さ ん と 市 議 会	・・・ 8
・ 請 願 ・ 陳 情	
・ 傍 聴	・・・ 9
・ テレビ放映及びインターネット配信	
・ 会 議 録	
□議 場 内 配 置 図	・・・ 10
□議 会 の 構 成	・・・ 11
□市 役 所 の し く み	・・・ 12



地方公共団体（武雄市）と市議会

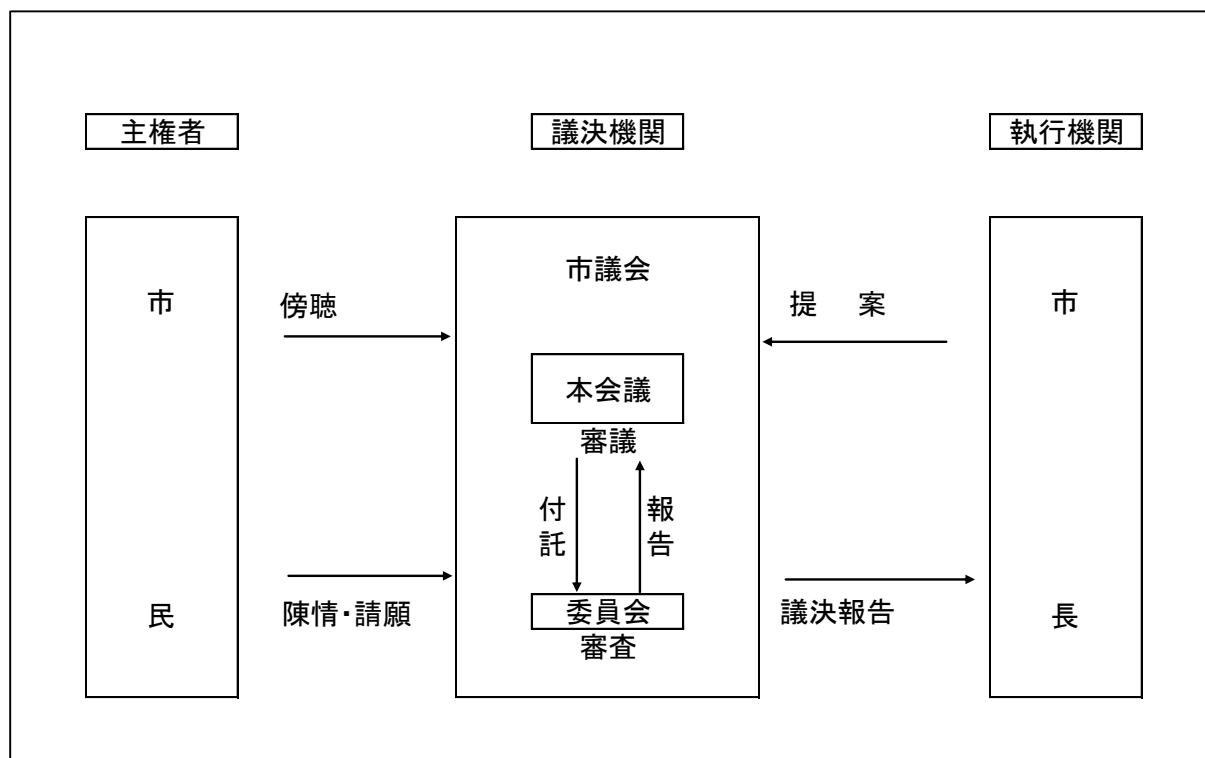
私たちの住んでいる武雄市は、市民生活の安定と福祉の向上を目的として、戸籍・住民登録・健康・ゴミ処理・道路・水道・教育などの住民生活にとって必要不可欠な仕事を行っています。これらの仕事を行うために、内部に様々な組織を設けています。この組織を大きく分けると、地方公共団体（武雄市）の意思を決定するための機関である**市議会**と、その決定に基づき実際に行政を運営する**執行機関**とに分けることができます。



私たちが暮らす武雄市を快適で住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが市政に参加して意思を決め、自分たちの手で実行していくことが理想ですが、多くの市民が一箇所に集まり話し合うことは困難です。そこで市民の声が十分に市政に反映されるよう、市民の代表として**市議会議員**と**市長**を選挙で選んでいます。

市議会議員は、市民の意思を市政に反映させるために、**市議会**を構成して市民生活の様々な課題について審議し、どう処理すべきかを決めていきます。このため市議会は「議決機関」と呼ばれています。

一方、市長は市議会の決めたことに基づいて、実際に市政を進めていきます。このため市長は「**執行機関**」と呼ばれています。



市 議 会 の 役 割

☆ 議 決 権

市の仕事（市政）を進めていく上で重要なことは、市議会が決定します。つまり、市議会が武雄市の意思を決めているのです。例えば、条例・予算などの議案を議会が可決、一部修正、否決のいずれかの結論を出します。これを**議決**と言います。

議決は、出席議員（定足数の確保＝過半数の出席が必要）の過半数で決めるのが普通ですが、特に重要な事項については、出席議員の3分の2以上、あるいは議員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上で決める場合もあります。

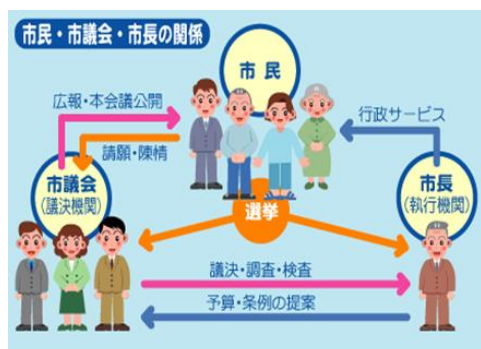
次のような事項は、議決を必要とすることが法律（地方自治法など）で決められています。

1. 条例を制定、改正、廃止すること。
2. 予算を決めること。
3. 決算を認めること。
4. 市税、使用料、手数料などに関すること。
5. 1億5千万円以上の工事・製造の請負契約の締結、2千万円以上の財産（土地については、5千平方メートル以上）の取得又は処分に関すること。
6. 副市長、教育委員、監査委員、固定資産評価審査委員などの選任に同意すること。
7. 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
8. その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属すること。

上記のほかに、議長や副議長の選挙など、市議会内部のことを決定することもあります。

☆ 市政のチェック

市の仕事の状況を聞いて、問題点を指摘、又は提言して、市政が正しく運営されているかどうかを見ることも大切な市議会の仕事です。本会議で質問や質疑を行い、また委員会で報告を受けて、質疑などを行うことにより、市政をチェックしています。（一般質問・議案質疑・委員会審査など）



☆ 意見書・決議

市民生活に重要なことでも、それが国や県の仕事であつたりして、市の力だけでは解決できないときには、国や県（関係行政庁）に対し、「意見書」の提出や「決議」を行い、積極的な解決を求めています。

市議会の仕組み

★市議会議員

市議会議員は、4年毎の選挙で、市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人の中から、選挙によって選ばれます。議員の定数は、地方自治法第91条の基づき、武雄市議会議員定数条例に定められています。

★議員数

条例定数 20人

現員数 20人

★現議員の任期

平成30年4月16日～令和4年4月15日



★議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理します。

また、市議会を代表していろいろな会議に出席したり、他の機関と協議したりします。副議長は、議長が不在（出張・病気等）のときに議長の職務を代行します。

★会派

市政に対して、同じような考えや意見を持つ議員は議員団をつくり活動しています。この議員団を「会派」と呼んでいます。

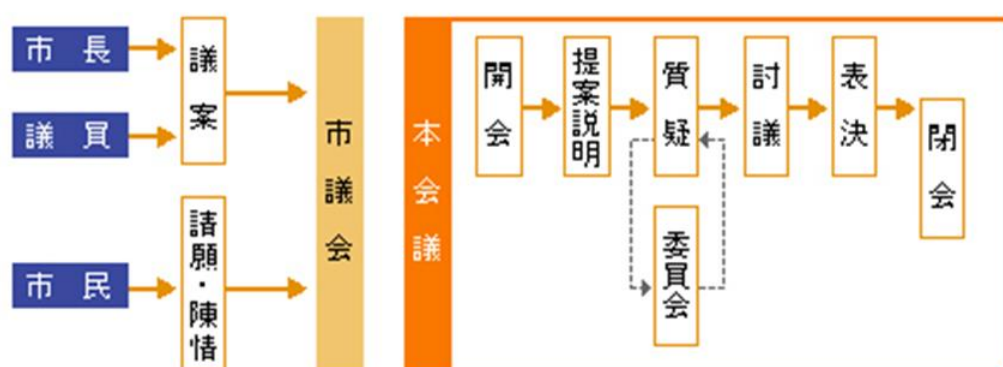
現在本市における会派は次のとおりです。

会派名	政策研究クラブ	新政策研究クラブ	政策研究会	新政策研究会	政策クラブ
所属議員	3名	3名	2名	2名	3名
会派名	政和クラブ	市民ネットワーク	公明党	日本共産党	フォーラム武雄
所属議員	2名	2名	1名	1名	1名

★ 議 会 の 開 催

市議会は、3月、6月、9月、12月の年4回に決まった時期に開かれる定例会と、必要のつど開かれる臨時会があります。議会の招集は、定例会も臨時会も市長が招集します。なお、議長が議会運営委員会の決定を経て、臨時会の招集を請求することもできます。また、議員（定数の1/4以上の議員）からの請求に基づき招集される場合もあります。

会議日数については、会期として議会の最初の会議で決められ、この会期中におおむね次の順序で議案や請願などが審議されます。



★ 本 会 議

本会議とは、議員が議場に集まり、市長から提出される予算案や条例案について質疑を行い、市当局の考えを質しながら武雄市の最終的な意思を決定したり、市の業務執行を認めたり行政のチェックを行う会議です。また、議員が提出する条例案、意見書、市民から提出される請願なども同じように審議し、決定されます。

なお、通常の会議時間は午前10時から午後5時までとなっていますが、都合により変更される場合があります。平成23年9月からは、一般質問については9時から行っています。

- ◆定 足 数・・・ 通常は議員定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができません。（出席が必要な最小限の議員数）
- ◆一般質問・・・ 市政事務について市の考え方を質します。また、提案します。（議員自らの意見を述べることができます。）
- ◆議案質疑・・・ 提案された議案についての疑義を質します。（議員自らの意見を述べることはできません。）

★ 委 員 会

市議会で取り扱う問題は種類・件数とも多く、議員全員で審議するよりも、いくつかの委員会に専門的に分けて審査したほうが効率的に処理することができます。

委員会には、自治法に基づいて常に設置されている「**常任委員会**」「**議会運営委員会**」と必要に応じて設置される「**特別委員会**」があります。

★ 常任委員会

議員は少なくともひとつの常任委員会に所属することになっています。武雄市議会の常任委員会の名称と所管は次のとおりです。（任期2年：武雄市議会委員会条例第3条）

名 称	定数	所 管
総 務 委 員 会	7 人	総務部、企画部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務
福祉文教委員会	6 人	福祉部及びこども教育部に関する事務
産業建設委員会	7 人	営業部、農業委員会、まちづくり部及び上下水道部に関する事務

★ 議会運営委員会

議会運営にかかわることがらを調査し、また議案・陳情等を審査するため、条例によって設置することのできる委員会が「議会運営委員会」であり、その構成メンバーである「議会運営委員」は任期のはじめに本会議で選任され、任期は2年です（武雄市議会委員会条例第3～4条）。

具体的には、議会の開催日程をあらかじめ調整したり、執行部から提出された議案の説明を受け、付託する常任委員会の割り振りを決定するといった活動をしています。定数は7名です。

★ 特 別 委 員 会

本議会の議決に基づき、決算を審査する決算特別委員会など、特別な課題等の調査研究のため必要に応じて設置されます。

- ・ 常 襲 水 害 地 対 策 特 別 委 員 会 ・ ・ 六角川・松浦川改修対策・渇水対策などについて
- ・ 議 会 改 革 等 調 査 特 別 委 員 会 ・ ・ 議会活性化や議会内部の課題調査などについて

※平成30年度は上記のほかに下記の特別委員会を設置し、審査がなされました。

- ・ 平成29年度一般会計決算審査特別委員会
- ・ 平成29年度特別会計等決算審査特別委員会

市民の皆さんと市議会

☆ 請 願 ・ 陳 情



市政について市民の皆さんの要望を、請願書・陳情書の形で受けます。これは市民の声を市政に反映させようという考えからで、議員の紹介があるものを請願、議員の紹介がないものを陳情に区別します。

市議会に出された請願は一定の手続きを経て、担当の常任委員会で審査され、本会議で採択か不採択かが決められます。また、採択された請願は市政に反映されるよう市長等に伝えられます。

陳情・要望は各議員に報告、配付いたします。書式は特にありませんが、請願の場合は1人以上の議員の紹介が必要です。文書は議長宛で、議会事務局まで提出してください。提出はいつでもできますが、原則として議会が開会される前までに提出されたものが、その議会で審査されますので、早い時期に提出されますようお願いします。

☆ 傍 聴

本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。（秘密会の場合は傍聴できません。）

傍聴される場合は、傍聴者名簿に住所・氏名を記載し、傍聴規則を守ってください。

主な遵守事項

- ・ 議場における言論に対し、声を出したり、拍手などしないこと。
- ・ 病気など特別な場合以外、帽子、外とう、襟巻きなど着用しないこと。（着用の場合は、議長の許可が必要です。）
- ・ 傍聴席では、ものを食べたり、タバコを吸ったりしないこと。
- ・ 携帯電話の使用、写真撮影や録音はしないこと。（議長に、特に許可を得ればできます。）
- ・ 傍聴席では係員の指示に従うこと。



☆ テレビ放映及びインターネット配信

定例会の開会日、一般質問全日程及び閉会日は、ケーブルテレビで議会の模様が放送されます。

当日午後7時から録画再放送もされています。

同様に、Y o u T u b e でも生中継と録画配信を行っています。これにより、いつでもインターネットでご覧いただけるようになりました。

また、平成25年6月から、インターネットを活用し、文字通訳配信を行っています。本会議における発言の概要を文字でご覧いただけます。



☆ 会 議 録

本会議の模様を記録した「会議録」を作成しています。

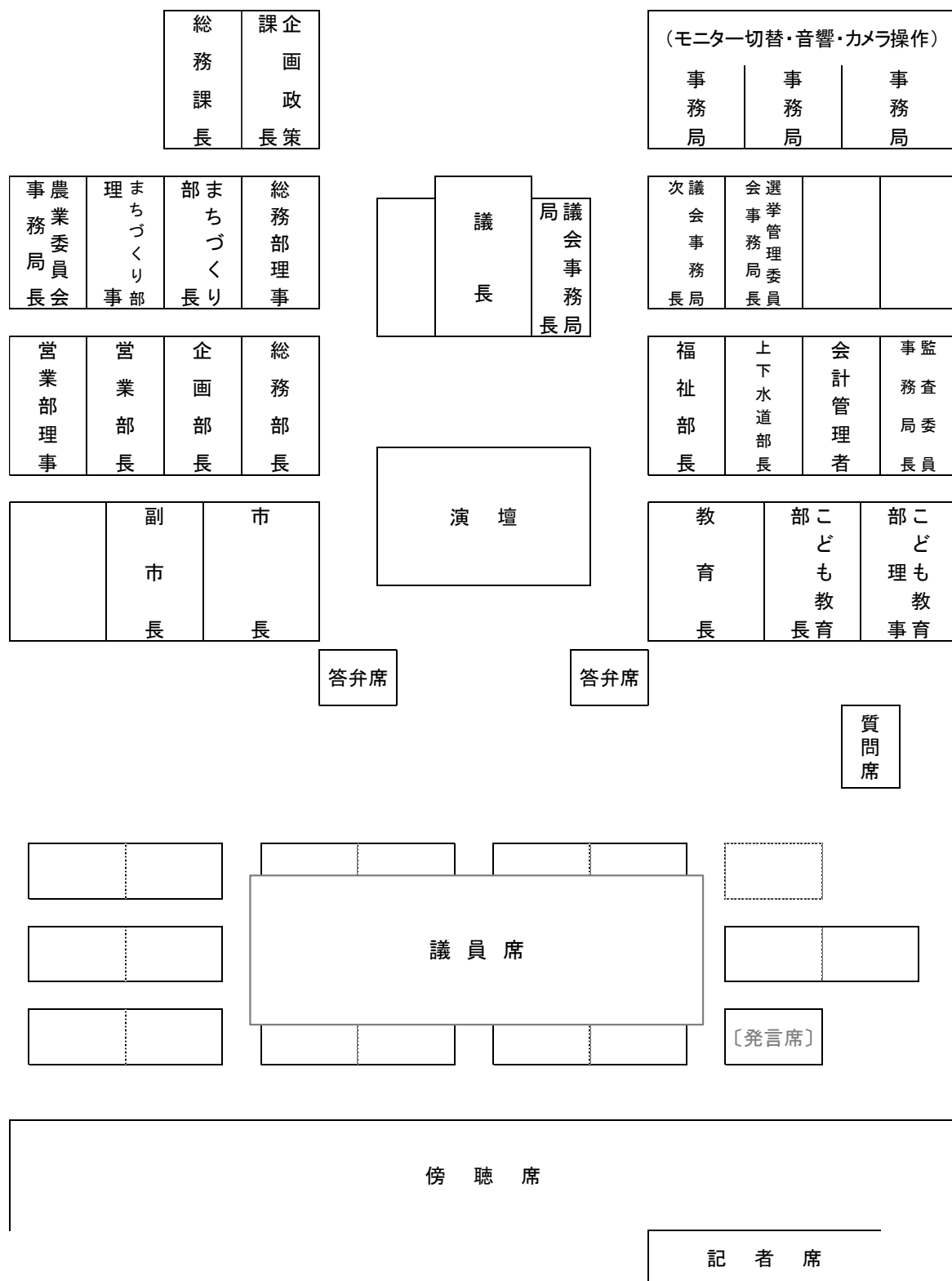
会議録は議会事務局にあります。また、武雄市図書館にも配布しておりますので、ご覧ください。

平成18年9月から市ホームページ市政情報：市議会にも掲載をしています

本会議が終わると、できるだけその日のうちに、ホームページに速報版を掲載します。あくまで概要を記すもので、公式な会議録ではありませんが、会議の概要がご確認いただけます。



議場内配置略図



※部長や課長の席は、会議によって変更される場合があります。

議 会 の 構 成

◎議長

杉 原 豊 喜

○副議長

川 原 千 秋



◎委員長

○副委員長

常任委員会名		委	員	名
総務	7	◎ 山 口 等	○ 猪 村 利 恵 子	坂 口 正 勝
		吉 原 新 司	古 川 盛 義	宮 本 栄 八
		杉 原 豊 喜		
福祉文教	6	◎ 上 田 雄 一	○ 豊 村 貴 司	江 口 康 成
		川 原 千 秋	牟 田 勝 浩	江 原 一 雄
産業建設	7	◎ 石 橋 敏 伸	○ 松 尾 初 秋	吉 川 里 己
		末 藤 正 幸	松 尾 陽 輔	池 田 大 生
		山 口 昌 宏		

平成30年4月19日選任

		委	員	名
議会運営委員会	7	◎ 末 藤 正 幸	○ 古 川 盛 義	猪 村 利 恵 子
		山 口 等	上 田 雄 一	池 田 大 生
		石 橋 敏 伸		

平成30年4月19日選任

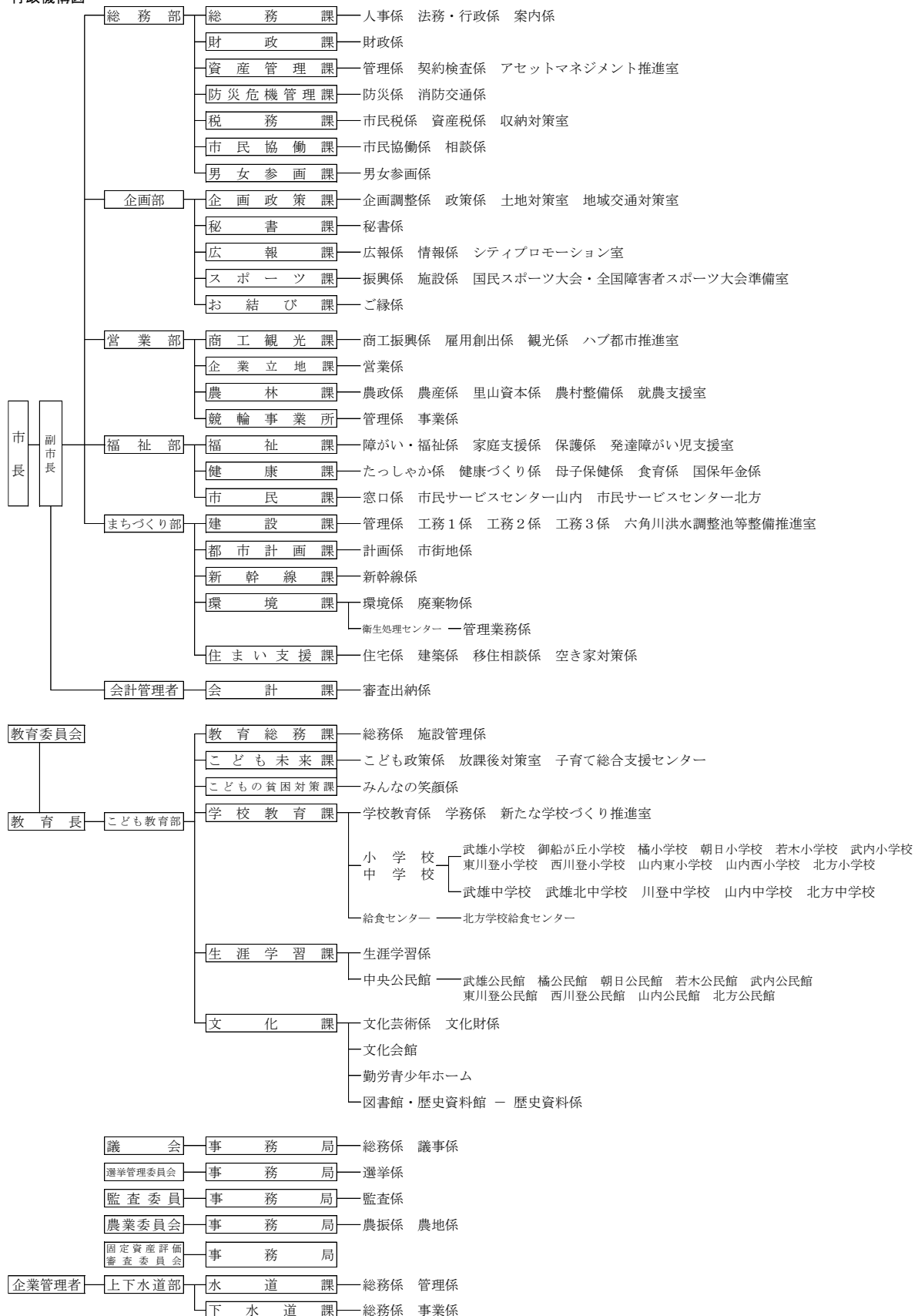
特別委員会名		委	員	名
常襲水害地対策	(6)	◎ 牟 田 勝 浩	○ 山 口 昌 宏	坂 口 正 勝
		吉 原 新 司	宮 本 栄 八	川 原 千 秋
議会改革等調査	(6)	◎ 松 尾 初 秋	○ 豊 村 貴 司	江 口 康 成
		吉 川 里 己	松 尾 陽 輔	江 原 一 雄

平成30年4月20日選任

◇市役所のしくみ◇

(平成31年4月1日)

行政機構図



～ M E M O ～

終 わ り に

簡単に武雄市議会の概略を説明しました。

今後とも議会の活動・実態を市民の皆様にご理解いただき、市政がより良く運営されるよう努力を重ねていきたいと考えています。

議会に関することで、疑問・不明な点がありましたら、議会事務局までお問い合わせください。

武 雄 市 議 会 事 務 局

TEL 0954-23-9411

FAX 0954-22-8166

☎843-8639

武雄市武雄町昭和12番地10



**それ、武雄が
始めます。**

Make It! TAKEO